

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

通常総会開催のお知らせ

日時 2023年6月8日(木)
場所 関東学院大学 横浜・関内キャンパス
(予定)



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

「かなパブ」への更なる運営支援を決議

臨時総会開催

3月7日、情文ホール(横浜情報文化センタ
16F)にて、当会臨時総会が開催された。
開会に先立って、コロナ禍の中で司法研修所
刑事弁護教官を務める野口容子会員による活動
報告が行われた後、高岡俊之会長(当時)が開
会を宣言した。

第1号議案ないし第8号議案

当会の会則や会規にお
ける会員の配偶者等の定
義について、性的マイノ
リティの権利を保障する
趣旨の下、事実婚及び同
性婚も法律婚と同様に扱
うものとする改正のほ
か、弁護士会員の特別会
費の滞納も懲戒処分の方
象とする等の改正である。
改正内容等についての
質問や意見が出た後、第
1号議案は圧倒的多数の
賛成で可決承認、第2号
議案ないし第8号議案は
一括採決され全会一致で
可決承認された。

第9号議案

昨年4月に発足した当
会の支部連絡協議会の会

合等に出席した会員へ、
旅費の支給を可能にする
旨の会規改正である。
質問や意見はなく、全
会一致で可決承認された。

第10号議案

共同法人会員について
懲戒処分がなされる前に
事前公表がなされたとい
う履歴について、弁護士
又は弁護士法人の会員と
同様に開示対象としない
旨の会規改正である。

第11号議案

現在の刑事再審制度に
は、①えん罪被害者の迅
速な救済が手続の長期化
によって妨げられる、②
必要な証拠開示がなされ
ない例が多い、③国選弁
護の仕組みがないといっ
た問題点があり、これら
を解消するための刑事訴
訟法の速やかな改正を国
に求める決議である。

第13号議案

藤沢簡易裁判所管内の
地域の人口増加状況等に
鑑みて、横浜家庭裁判所
藤沢出張所を設置するよ
う最高裁判所に求める決
議である。

第14号議案

提案理由に関連する質
問や意見が出た後、字句
修正を執行部に一任の上、全会一致で可決承認
された。

第12号議案

弁護士法人かながわパ
ブリック法律事務所(「か
なパブ」)に対し、当会
が新たな経済的支援を含
む運営支援を引き続き行
うという決議である。
同議案については、今

高岡前会長

後の支援が長期にわたる
と予定されることに関連
して、多数の質問や意見
が出席会員から出た。公
設事務所である「かなパ
ブ」の存在意義に照らし
て運営支援が当会として
必要であるという意見表
明のほか、本決議が可決
承認されれば複数年にわ
たり当会の予算編成を制
約すると見込まれること
への懸念の表明や、当会
による経済的支援以外の
方策もあるのではないか
といった指摘がなされた。

がより一層推進すると宣
言する決議である。
弁護士会として政治的
な意思表明を行うことの
意義や、決議内容の前提
や具体性等に関して質問
や意見が出た後、字句修
正を執行部に一任の上、
賛成多数で可決承認され
た。

第15号議案

懲戒委員会委員及び綱
紀委員会委員の任期満了
等により、後任者を選任
するものである。全会一
致で可決承認された(な
お、利害関係人は当議案
に参加せず)。

(会員 山口 陽)

個性輝く 新理事者就任披露懇親会

挨拶する島崎新会長

頂戴し
た。
高岡
俊之
前会
長は、
1年を
振り返
り、
対外的
には敵
基地反
撃能力
の保有
に反対
して、
新理事
者から
の挨拶
に続く
横浜地
検検事
正の乾
杯の発
声では
、高岡
前会
長は際
立つ個
性が光
つてい
たこと
、島崎
新会長
はまた
別の個
性が光
つてい
ること
、弁護
士会新
聞3月
号の新
理事者
紹介記
事の「
弁護士
会は社
会のた
めのイン
フラです
!」とい
う見出し
が印象
的だっ
たこと
の話があ
った。
個性から
個性への
パト
ンが引き
継がれ、
新執行
部の船出
に希望
膨らむ新
理事者就
任披露懇
親会で
あった。

4月3日、2023年
度新理事者就任披露懇親
会が開かれた。
昨年同様、着席式で行
われたが、昨年と異なり、
アクリル板の仕切りが取り
払われ、久しぶりに自由
な会員間のおしゃべりが
弾んだ。
多くの来賓が出席する
とともに、神奈川県知事、
横浜市長、横浜地検所長、
横浜家裁所長から祝辞を
人一人の弁護士が誇りを

し国際平和の実現をめざ
す決議の実現、対内的に
は副会長の成り手を増や
すための理事者会運営方
法の工夫の実施に言及が
された。
島崎友樹新会長からは
、「弁護士は社会のため
に。弁護士会は会員と
社会のために。」という
スローガンとその説明が
され、それによって、一
人一人の弁護士が誇りを

(会員 石塚 陽子)

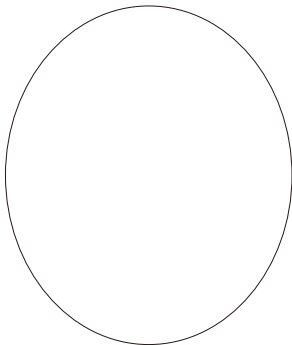
山ゆり

少し前に、厚労省が、
旧統一教会の養子縁組に
ついて法令遵守を求める
行政指導を通知したこと
が話題になった(この原
稿執筆は2月末)▼筆者
は文学部宗教学科卒なの
で、その頃の新興宗教に
ついては多少知識があっ
たこと、弁護士になって
入所した馬車道法律事務
所に小野毅先生がいらっ
しゃったことから、当時
の被害者弁護団員の一人
として活動していた▼そ
の後、あまり報道されな
くなったので、筆者もす
っかり忘れていた(いつ
名前が変わったかも把握
していなかった)が、最
近になって冒頭のニュー
スが話題になったこと
で、35年の時を経てもし
まだに靈感商法は脈々と
継続されているのだと知
り、筆者としても驚いて
いる▼旧統一教会は「こ
れまでも被害者の方に
は誠実に対処してきた」
「行政指導通知について
も、きちんと回答する」
などとマスコミを通じて
発表しているが、今後も
組織を維持したいという
なら、過去にしたことの
責任をきちんと取らなけ
ればならないことは当然
である▼現在の約300
人の弁護団員の皆様が、
被害者の方々にとってよ
りよい解決結果に導いて
頂けるよう、35年前の弁
護団員としては切に望む
次第である。

(鈴木 健)

常議員会議長に選任していただいた岩田武司(48期)です。

今期の常議員会は定員一杯の40名です。その構成は、女性が12名(30%)、男性が28名(70%)、本庁23名、川崎支部6名、県西支部5名、横須賀支



議長 岩田 武司

部2名、相模原支部4名です。期は36期から72期までいて、30期台2名、40期台8名、50期台10名、60期台16名、70期台4名です。会長経験者は3名、副会長経験者は17名もいます。皆さん、いかがでしょうか。当会の代表と

して、とてもバランスが良く、また頼りがいのある会議体だと思いませんか？

このメンバーが、1年間に14回行われる会議で、弁護士会の重要な案件を審議し決定していきます。常議員会が扱う事項の中には、会員に直接間接を問わず大きな影響を与えるような議案も含まれています。本年も常議員会の議題は事前に会員メーリングリストに掲載する予定ですので、会員の皆さんも関心を持ち、同期など身近にいる常議員に質問したり、意

見をぶつかけたりしてみたいと思います。最近、弁護士以外の知人から、弁護士同士が議論しているのを見ると喧嘩しているようでドキドキしてしまつと言われたことがありました。その知人には別に喧嘩をしているわけではなく、互いの立場を尊重した上で議論しているだけですよと説明しましたが、半信半疑の様子でした。

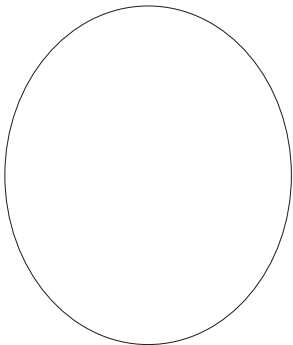
民主主義の根幹は議論により物事を決定することです。日本人はもともと議論が下手と言われていますが、最近はその傾向が強いように思っています。せめて常議員会くらいは侃々諤々(かんかんががく)と議論をして欲しいと思っています。ただ、そうなる会議論百出、甲論乙駁となつて、これをまとめる議長も相当な力量が必要といふことになってしまひますので、自分としてはジレンマを感じています。

とりわけ常議員の皆さま、(少なくとも議長、副議長に対しては)1年間ぜひお手柔らかにお願いします！

民主主義のお手本と議長のジレンマ

常議員会 正・副議長あいさつ

様々な角度からの充実した議論に向けて



副議長 波田野 馨子

就任に至りました次第です。

前年度執行部が終わるに近つき、だんだんと解放感でいっぱいになり、新理事者就任披露懇親会後は、ふわふわとした気持ちで、箸が転んでも笑っていた私でしたが、初回の常議員会で議長の隣に座った瞬間から、突然、前年度に似た何とも言えない緊張感が漂いまして、再度、身が引き締まる思いであります。

前年度も今年度も、常議員会においては、常議

員の方々が事前に議案をよく検討し、その上で若い期の方も含めて沢山の発言があり、充実した議論の後に採決に至っている印象です。前年度も、一年を通じて常議員の方の様々な角度からの鋭いご質問、ご意見を受けて、気づきの機会を得られることが大変多く、理事者会における充実した議論にもつながっていました。

今年度も、前年度同様に充実した議論がなされるような議事運営のため、議長を補佐して参り

たいと思います。

また、常議員会速報を作成する副議長としましては、議案についてどのような審議がなされたかができる限り伝わるような記載ぶり、読みやすさ、そして、賛否両論があった議案については、そのいずれをも偏りなく記載するよう、十分留意して参りたいと考えております。

心機一転、再度の緊張感をもって頑張りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

連載

BC級戦犯 横浜裁判

第11回

飛鳥田喜一弁護士が取り組んだ

6号事件 (後半)

会員 小沢 弘子

という出来事である。当会会長としての自負心が感じられて微笑ましい。

本稿で紹介したのは、飛鳥田が保管し、法務省に引き継いだ資料だが、米公文書館保管資料が国立国会図書館憲政資料室で見られる。マイクロフィルム10巻分の膨大な資料で、法廷速記者の速記まである。翻って日本では、朝日訴訟など数々の重大事件の裁判記録が廃棄されている。歴史的記録を後世に遺すことへの彼私の認識の違いを痛感させられる。

昭和33年の法務省による調査で「此の裁判は不愉快であった。負けた為の一言につきると思う。」と語った飛鳥田だが、一つだけ例外として挙げたのが、「米弁護人が私に日本弁護士はただでやると云うのに金を請求して居る者がいると詰問した」のに対し、「そんな不心得者が日本弁護人におるとは実に恥しい次第である、唯それは横浜弁護士人でなく、東京の弁護

飛鳥田喜一弁護士は『裁判感想』に、「戦争犯罪人は或る意味では時代の犠牲者であるとも謂える故に吾人は此等の人々が誤つて罰せられぬ様全力を挙げて真実発見に勤め度いと思う」との決意を記した。当会臨時総会での「戦犯弁護義務化の決議」への訴えにつながる。

32の罪状項目(1は取下げ)につき、判決は無罪18、有罪14(うち3は一部無罪)。救恤品の横領、食糧・医療等の不備の疑いは晴らされた。しかし、健康状態の悪化していた俘虜が営倉内で死

2023年度新理事者就任披露懇親会(来賓)

役職	会 員 名
横浜地方裁判所長	足立 哲
横浜家庭裁判所長	萩本 修
横浜地方検察庁検事正	齋藤 隆博
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市長	山中 竹春
横須賀市長	上地 克明
公益財団法人横浜企業経営者支援財団 常務理事 兼 市民会議委員	平野 仁
神奈川民事調停協会連合会長／ 法テラス神奈川地方事務所長	延命 政之
神奈川家事調停協会連合会長	渡辺 穰

業務妨害対策の原点である 坂本弁護士一家事件を知る

3月10日、当会会館において、弁護士業務妨害対策委員会が主催する研修会「今だから、会員だから語れる坂本弁護士一家事件」業務妨害の予防と対策を考える」が開催された。

冒頭、苑田浩之委員長から開会の挨拶と、「最悪の業務妨害」と言われる坂本弁護士一家事件を知ること及びそれにより

弁護士の業務妨害に対する意識を高めるという本研修会の2つの目的が示された。

その上で、第1部では、坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会以下「救う会」事務局次長を務めた小島周一会員の基調講演が行われた。同講演では、坂本弁護士と同じ事務所の先輩として親交の深かった小島会員から、平成元年11月4日未明に一家が忽然と姿を消した後、平成7年9月の遺体発見に至るまでの事件の流れや約6年に及ぶ救う会の救出活動の内容等が説明された。

第2部では、小島会員と武井共夫会員、小野毅会員、影山秀人会員、瀧澤秀俊弁護士（東京弁護士会所属）によるパネルディスカッションが行われ、

パネルディスカッションの様子

ら、平成元年11月4日未明に一家が忽然と姿を消した後、平成7年9月の遺体発見に至るまでの事件の流れや約6年に及ぶ救う会の救出活動の内容等が説明された。

第2部では、小島会員と武井共夫会員、小野毅会員、影山秀人会員、瀧澤秀俊弁護士（東京弁護士会所属）によるパネルディスカッションが行われ、

最後に、「今も坂本弁護士一家事件は、弁護士の業務妨害対策に生き続けている。このような悲劇を二度と繰り返さないという願いから、我々からのバトンを受け継いでもらいたい。」という言葉が締めとなった。

会場には、救う会の会報誌、オウム真理教の霊感商法に係る物品等当時の資料が展示され、参加した会員は熱心に閲覧していた。

このように、本研修会は、救う会等実際に活動に当たった会員らの話を聴く貴重な機会であるとともに、弁護士業務妨害対策の意識も高まる有意義な時間であった。

（会員 若林 将大）

「裁判は準備が全て」駆け出しの頃、上司にしっかりと言われた言葉を嫌でも思い出す判決が、去年10月にあった。生活保護支給額を引き下げたのは不当として、神奈川県内の受給者が国と自治体を訴え、横浜地裁は引き下げを取り消した。

取材を尽くした社の方には予想通りの内容だったかもしれない。恥ずかしながら、当日の判決に慌て、午後のニュースに突っ込んだ。

原告勝訴の兆候はあった。全国29の裁判所で同種の提訴がされ、引き下げを取り消す判決がすでに3例出ていた。

今の会社に移る前、同業他社で名古屋や大阪などに赴任した。

た。某地で司法担当のとき、自殺した中2女子生徒へのいじめの有無を尋ねたアンケートをめぐる、遺族が市に開示を求める訴訟があった。

この男子生徒が自殺した問題では、アンケートで「自殺の練習をさせられていた」との回答が、大津市は2015年に全国で初めて、アンケートの開示基準を策定。加害生徒の名前を遺族に伝える一方、回答者の名前は明かさないとした。

こうした中、非開示決定を取り消す判決になると予想。有識者にも取材し、推進法の問題点なども洗い出した。

結果は想定通りの判決に。常にこうなりはしないが、複数の結果を予想し、準備できる取材をしておかないと、間に合わない。裁判は準備が全てだ。

（TBS 寺田 哲）

司法から見た神奈川の150年 第20回

殺意を否定した 茅ヶ崎伯母殺し事件の陪審裁判

1932年(昭和7年)6月24日の東京日日新聞神奈川版は、高座郡茅ヶ崎町の37歳男性が、近くに住む67歳の伯母を殺したとして起訴された陪審裁判の第1回公判の様相を伝えている。

証人として実母と妻のほか2名が採用され、それぞれの証言の後、医師による解剖結果の証言があったとあるが、自由があったのに法廷で否認したのか、「ほか2名」がどのような証人であったのか、それぞれの具体的な証言をしたのかの記載がない。

本文わずか9行の記事である。それに比べ、「歓喜の二重奏」横浜全市熱

狂湧く、「凱旋のヒーロー」植田將軍まず来浜―歓迎の旗で埋め尽くした沿道―顔笑ましく答礼、「植田師団長語る―厚き熱誠を深く謝す」として、満州生命線に倒れた横浜出身者家族慰問のため、植田將軍の命を受けた谷参謀長が両家を訪れて焼香したことを伝えたほか、「室・嘉村両將軍を迎へ再び万歳の嵐―身動きもならぬ歓迎群」、「室師団長談―わが軍は勇敢だ」「嘉村旅団長談―銃後の後援を謝す」、「野村提督は藤沢から乗車―晴れの都入り」と軍人関連の記事がほぼ一面に満ちている。

同年6月25日の同紙

は、茅ヶ崎伯母殺し事件の2日目の公判の様子を、正木検事の論告、安斎・浅野弁護人による弁論の後、佐藤裁判長による主問「被告に殺意ありや」に対し、「然らず」と答申、傷害致死と認め、直ちに正木検事は懲役7年を求刑して午後6時半閉廷と書いている。実に素っ気ない。

これに比べ、同日の軍関係の記事は「武勲かをる日―戦功輝く六將軍横浜駅頭に会す」「もったいなや」と老婆感涙―戦史を飾る都入り、「歓呼に送られ野村提督東上―藤沢駅頭万歳湧く」と見出しを付け、2枚の写真付きで詳細に書いていた。

る。同年6月25日の横浜貿易新報は、「伯母殺し判決―懲役6年」との見出しで判決結果を伝えているが、本文はわずか6行である。殺意を否定する判決を引き出すには、弁護人の熱心な弁護活動があったはずであるのに、その記載もない。

血盟団事件や五・一五事件が起きたこの年、「非常時」という言葉が使われ始めていた(半藤一利、加藤陽子、保阪正康「太平洋戦争への道1931―1941」NHK出版新書59頁)。かつて、陪審法廷の証言や被告人の陳述、さらには傍聴人の反応を詳細に書いていた記者はどこに行つたのかと問いたくなるような変化である。時代は大きく動いていた。



ADR?¹³ 3つの大きな成果

紛争解決センター運営委員会委員長
退任慰労会にて

2019年度から4年間、当会のADRである紛争解決センター運営委員会の委員長を務めさせていただいた。
この4年間の委員会活動で特筆すべきは、災害ADRの新設、リモートADRの新設、成立手数料の算定方法の改正、と

いう大きな作業に携わることができたことだ。以下、簡単に説明する。
まず、災害ADRは、地震、豪雨などの自然災害のほか原発事故、伝染病等起因する紛争について、簡易な手続で迅速に解決するための特則である。申立書の作成代行

をするサポート弁護士制度もあるので、避難所から携帯電話一本で申立てをすることも可能である。
次に、リモートADRは、当会会館まで来訪せずにWEB会議方式又は電話により期日を開催することができると、遠方の当事者のほか高齢者や障がい者など外出が困難な当事者にも利用しやすい制度である。代理人についても、リモート出席が可能である。
最後に、成立手数料の算定方法の改正について。これまで当センターでは当該事件における「紛争の価格」を基礎に

成立手数料の算定をさせていたが、その「紛争の価格」が具体的にいくらか分らない、よって成立手数料がいくらになるかも予測しづらく、申立てを躊躇する例が見られた。また、相続や不動産に関する紛争などにあつては紛争の価格、ひいては成立手数料がかなりの高額となる例もあり、気軽に利用できるADRとはいえない。事件類型もあった。
そこで、紛争の価格にかかわらず、「成立手数料15万円+2万円×期日回数(消費税別途)」

としたものである。成立手数料の金額が期日回数に連動するため、当事者にも早期解決のインセンティブが働くはずだ。このような成立手数料の算定方法は弁護士会ADRでは初の試みのようであり、今後の申立件数の増加に結び付くかどうか注目される。
以上の制度改正により、当センターはさらに利用しやすいADRになったものと自負している。市民の方のみならず当会会員にあつても当センターの積極的な利用をご検討いただきたい。(会員 堀口 憲治郎)

サイバー攻撃という、政府機関や大企業への大規模な攻撃をイメージされるかもしれませんが、近年はメインターゲットがセキュリティの甘い中小企業にシフトしているとも言われており、我々にとつても対岸の火事ではありません。現に、これまでに複数の弁護士

事務所が紹介する「名刺代わり」として。また、問合せフォーム等を活用した集客ツールとして。用途や位置付けはそれぞれでも、ホームページ(HP)を作成・公開している事務所は多いこと、思

150年会史編纂特別委員会主催

座談会

「大先輩に聴く」 それぞれの歩みを 会の歴史につなぐ

そうそうたる面々

1月30日、当会会館にて標記座談会が開催された。
登壇者は、増本敏子会員(14期)、大川隆司会員(20期)、横溝正子会員(20期)、大倉忠夫会員(21期)。半世紀を優に超える弁護士人生を歩んだ先輩方である。

冒頭、主催委員会の山下光委員長から、語り部の先輩たちの話を資料とし、幅広い観点から会史編纂を進めていきたいとの挨拶があつた。
座談会は竹森裕子会員

の司会の下に進められ、弁護士を目指した理由や修習の思い出、印象に残る事件や会務・公務の経験といったテーマごとに、各人各様の語り口で思い出が披露された。
増本会員と横溝会員は、それぞれ自立した女性弁護士としての道を切り開いてきた苦労話を語り、大川会員は、多くの住民訴訟に取り組み先例を作った自負を述べた。大倉会員は、印象深い事件として米軍基地内での動産仮差押申立ての顛末を紹介した。

また、当会創立150年に向けて思うこと、あるいは後輩に伝えたいこととして、各会員は次のように語った。
(増本) 世間の色々な困っている人たちの期待を背負っているという自覚を持ちつつ、それぞれ

のやり方で元気に頑張つてほしい。
(大川) 当会は横の連携の余地が大きい。会史も横のつながりを生かしつつ、弁護士の視点からの風景画みたいなまとめ方が面白いのでは。
(横溝) 事案説明に当たっては事実を尊重し洞察力と決断力を持つて臨むこと、そして何事にも誠実であること。私も折々の人生の分かれ道の中でこの道を選んできたが、人との巡り合わせは大事。

(大倉) 過去から何を学ぶかが重要。これからの弁護士は今まで以上に能力を磨く必要があるし、不正防止には会も個人も努力しなければならぬ。
なお、東京での執務経験がある3名が、異口同音に当会には派閥活動や

選挙戦がないことに驚いたと発言をしたことも興味深かった。
締めとして、間部俊明副委員長は、会史編纂では、当会の自画像と同時に司法の窓から見た社会の風景を描くという視点も持ちたいと語った。
最後に高岡俊之会長から、すべきことを地道に行うという実直さが当会の特長だと思ふとの総括があつた。
会場約30名、オンライン約50名の会員の参加を得て、当会とともに歩んできた先輩の聲に接する非常に貴重な機会となった。



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 38 ホームページのセキュリティ

会のHPがサイバー攻撃を受け、ページの改ざん・閲覧不能等の被害が出ています。
問合せフォームに不正な指令を紛れ込ませデータベースを操作する(SQLインジェクション)、大量のアクセスを集中させてサーバーをダウンさせる(DoS攻撃・DDoS攻撃)、IDやパスワードを総当たり的に入力して不正ログインを試みる(ブルートフォースアタック)等、サイバー攻撃にも様々なパターンがあり、何か一つ対策を取れば安心というわけではありません。
①HPの編集・管理アプリケーションを最新の

- ・HPへのサイバー攻撃は他人事ではない
- ・サイバー攻撃への防御は多層的に

(会員 黒江 卓郎)

編集後記

先日ピアノの発表会に参加した。観客ではなく演奏者としてである。しかもレッスン受講生の立場ではなく、妻のおまけとしての参加であつた。

実際の出来といえば散々なもので、他の演奏者からは「魔物が棲んでいたね」と慰められるほどであつたが、電子ピアノで1か月程度しか練習していない者に対する罰と割り切るべきであろう。

若林 将大
渡邊 幸穂
古西 達夫
鈴木 健
山口 陽

千歳 博信
記者

越川 純哉
香川 志野